

千葉県告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和3年3月26日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

名称	所在地	指定期間
せんげん通りクリニック	千葉県稲毛区稲毛東3-8-13 丸十・海浜不動産ビル4F	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで
千葉中央こころのクリニック	千葉市中央区本千葉町1番1号メディカルスクエア3F	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
大洋薬局宮野木店	千葉県稲毛区宮野木町1722-156	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで
オハナ薬局	千葉県花見川区天戸町1467-7-101	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで